

	<p>合計面積が広告物等を表示する壁面の面積の10分の2以下</p> <p>(ウ) 袖看板</p> <p>【下端の高さ】 道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては2.5メートル以上</p> <p>【壁面からの出幅】 壁面より1.5メートル以下</p> <p>【道路上の出幅】 道路上の出幅1.0メートル以下</p> <p>【その他】 建築物又は工作物の壁面の上端を越えないこと。</p>	●	●
ウ. 地上に設置する広告物等	<p>【高さ】 地上よりの高さ5メートル以下、自己用の広告物以外のものであっては4メートル以下</p> <p>【表示面積】 合計10平方メートル以下かつ一の広告物につき5平方メートル（一の広告物の最大見つけ面積による。以下同じ。）以下、自己用の広告物以外のものであっては8平方メートル以下かつ一の広告物につき4平方メートル以下</p>	●	●
エ. 広告物等の面積	<p>広告物等の面積は、30平方メートル以下、自己用の広告物等以外のものであっては8平方メートル以下かつ一の広告物につき4平方メートル以下</p>	●	●
オ. 広告物等への外部からの照明等	<p>(ア) 周辺との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺自然景観との調和に留意すること。 <p>(イ) 動光等と照明時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。 ・ 営業時間外は照明しないこと。 	●	●